

独法通則法のルール  
(目的、目標、評価、業務運営、  
財務会計、人事管理等に関するもの)  
総務大臣

別法の定めるルール  
(目標、評価、業務運営等に関するもの)

内閣総理大臣 + 総務大臣

独立行政法人

単年度管理型の法人

中期目標管理型の法人

「特定国立研究開発法人」(注)  
(目的、業務運営、(目標、評価等)  
財務会計等)

「国立研究開発法人」  
(平成27年4月より、31法人でスタート)

国家戦略に基づき、  
国際競争の中で、**科学技術イノベーション**  
の基盤となる世界  
トップレベルの成果を  
生み出すことが期待  
される法人

- 目標、評価等に関する  
国家戦略の見地からの  
総合科学技術・イノベー  
ション会議の関与 (政  
府が定める基本方針)
- 卓越した研究者等が最大  
限能力を発揮できる  
ような措置
- 情勢変化への対応を迅速  
に行うことが必要と認め  
るときの措置要求 等

本制度は骨太の方針、日本再興戦略等、**累次の閣議決定で早期創設**が求められてきた。

(注) 法人候補として、物質・材料研究機構、理化学研究所、産業技術総合研究所を選定  
(「特定国立研究開発法人(仮称)の考え方について(改訂)」平成27年12月総合科学技術・イノベーション会議)

# 特定国立研究開発法人法案の概要

特定国立研究開発法人は、産学官の人材・知・資金を結集し、イノベーションシステムを強力に駆動する中核機関  
総合科学技術・イノベーション会議(CSTI)の意見を法人運営に反映する等の仕組みにより、国家戦略との連動性を高め、我が国の科学技術水準の著しい向上を図り、国際的な産業競争力の強化を実現

**基本方針の策定** CSTIの意見を反映した基本方針の策定

**基本方針に基づく中長期目標の策定**

CSTIの意見を反映し、主務大臣が中長期目標を策定・変更

**Plan**

**制度の見直し**

政府は適当な時期に制度の在り方を検討

**Action**

**長の解任**

研究開発成果の創出が見込まれない場合は主務大臣が長を解任可能

**目的**

産業競争力を強化するため、我が国の科学技術の水準の著しい向上を図ることが重要  
世界最高水準の研究開発成果の創出、普及、活用の促進

**対象法人**

物質・材料研究機構  
理化学研究所  
産業技術総合研究所

**Check**

**評価**

CSTIの意見を反映した  
主務大臣による成果の評価

**業務運営の改善**

中長期計画に基づき業務運営を改善

**情勢変化に迅速な対応**

主務大臣が科学技術に関する著しい情勢変化への迅速な対応を要求

**Do**

**報酬・給与の特例**

世界最高水準の専門知識・経験を有する国際的に卓越した人材への報酬・給与の支給基準を柔軟化

**研究開発等の特性への配慮**

政府は研究開発等の特性(注)に配慮  
(注)「長期性」「不確実性」「予見不可能性」「専門性」など

: ガバナンスの強化

: 研究開発力の強化